

第1条（事業の目的）

当薬局が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理指導運営に関する事項を定め、要介護状態又は要介護状態にある高齢者に対し、主治医の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者(以下「利用者」という)に対し、居宅療養管理指導を行うことによって、利用者の療養生活の質の向上をはかることを目的とする。

第2条（運営の方針）

一 薬局の従業員は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師又は歯科医師が交付した処方箋による指示に基づき適切な療養上の管理及び指導を行う。

二 居宅療養管理指導等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

三 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努めなければならない。

四 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業を行う薬局の名称及び所在地は、ホームページにてご確認ください。

第4条（従事者の職種、員数及び職務内容）

薬局に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者：1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び居宅療養管理指導等の利用の申し込みに関わる調整その他の管理を一元的に行う。

二 薬剤師：2名以上（調剤と兼務）

薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づいた居宅療養管理指導等の提供にあたる。

第5条（営業日及び営業時間）

各店舗の営業日及び営業時間はホームページにてご確認ください。

なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

第6条（居宅療養管理指導等の種類と内容）

薬局の実施する居宅療養管理指導等の種類は、次のとおりとする。

一 薬剤師の行う居宅療養管理指導

内容は以下のとおりとする。

- ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・居宅における薬剤の保管、管理に関する指導
- ・服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
- ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談
- ・上記事項の医師等、介護支援専門員その他利用者の介護に関わる多職種への報告、相談、サービス担当者会議への出席など

実際に際して、患者が希望し、実施に要する要件を満たす場合は、薬剤師は居宅療養管理指導をオンラインで実施することがある(オンライン服薬指導)

第7条（居宅療養管理指導等の利用料その他必要な費用の額）

一 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅療養管理指導等が法定代理人受領サービスである場合は、各利用者様の負担割合に記載されている割合の額とする。

二 前項に定める額のほか、居宅療養管理指導等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受ける事ができるものとする。

薬局から片道おおむね5km毎に150円（他相談に応じる）

三 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8条（緊急時等における対応方法）

居宅療養管理指導等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が

生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医等に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第9条(苦情処理)

居宅療養管理指導等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

薬局は、提出した居宅療養管理指導等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

薬局は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第10条（その他運営に関わる重要事項）

事業者は、従業員の質的向上を図るため、定期的な研修機会を設け、また、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修：採用時から6か月以内

継続研修：年1～2回

二 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

三 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

四 この規定を定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社と薬局の管理者との協議により定めるものとする。

第11条（事業を行う地域）

通常の事業の実施地域は

徳島市内及びその周辺5 km以内とする

附則：この規定は令和6年7月14日から施行する。